

財務省

○農林水産省告示第十六号

経済産業省

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年十二月二十八日

財務大臣 安住 淳

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣 枝野 幸男

1 株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：佐賀支店 郵便番号：840-0815	営業所又は事務所の名称：佐賀支店 郵便番号：840-0801

所在地：佐賀県佐賀市天神 1-1-24

電話番号：0952-23-8121

所在地：佐賀県佐賀市駅前中央 1-6-23

電話番号：0952-23-8121

(2) 変更年月日

平成24年2月20日

(3) 変更の理由

移転のため